

珠洲市総合病院医療用医薬品 S P D 委託業務

仕様書

この仕様書は、珠洲市総合病院（以下「病院」という。）における医療用医薬品（以下「医薬品」という。）の購入、在庫管理、発注等の業務を一元化し、医薬品の院内在庫数の適正化及び納入単価の低減により経費の削減を図るとともに、薬剤師等医療従事者の本来業務を充実させ、健全な病院経営を行うための医薬品の物流管理運用及び調達管理（以下「S P D」という。）の仕様について、必要な事項を定める。

1. 委託業務名

珠洲市総合病院医療用医薬品 S P D 委託業務

2. 委託契約期間について

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 契約に関する基本事項

病院が指定するS P Dの運用形態並びに委託業者の業務及び医薬品の購入先は、次のとおりとする。

（1）S P Dの運用形態（購入医薬品の支払い）

S P Dの運用形態は、院内S P Dとし、院内に配置する医薬品については、消費実績（納入単位）に基づき病院が支払うものとする。

（2）委託業者の業務及び医薬品等の購入先

委託業者は、医薬品のS P D業務を行うものとし、医薬品の購入は、委託業者からとする。

（3）その他

S P D業務の運用形態等に変化が生じる場合は、双方で協議を行うものとする。

4. 業務内容等

委託業者の業務内容等は、次のとおりとする。

（1）薬事法等関係法令に準拠し業務を行う。

（2）委託業者が取り扱う物品の種類

医療用医薬品等

（3）運用方法

S P Dシステムで管理する医薬品は、原則として、バーコードラベル（シール）を利用した定数補充方式とする。

また、院内の定数棚に配置する医薬品は、消費した段階（バーコードリーダーで

読み取った時点をいう。) で病院への消費実績とする。

尚、バーコードラベル(シール)に代わる補充方式があれば、具体的に提示すること。

(4) 購買業務

委託業者は、医薬品の購買代理業務を行うものであり、常に購入単価の低減、同種同効品の統一並びに病院の経費削減のための同等品の提案(半期毎の実績として)及び移行を行うこととする。ただし、同等品への移行及び品目選択については、病院が承認したものに限る。

尚、医薬品の新規採用依頼があった場合は、取扱い業者に提案させ、その都度病院と協議することとする。

(5) 医薬品の安定供給について

当院採用の全医薬品(ジェネリック品を含む) 安定供給ができること。且つ医療用麻薬及び赤十字関連を除く全医薬品の返品、及び期限切れ前の交換ができるこ

また、非採用品の緊急使用時や在庫の適時な補填を迅速に行うため、供給体制を整えていること。

(6) 麻薬の取り扱いについて

麻薬の需要が高まる事を鑑み、麻薬卸売業者、あるいはそれに準ずる資格を有し、安定供給体制を整えていること。

(7) 災害時の対応について

本院は災害拠点病院に指定されており、災害時に当該地区における物流拠点に被害が及んだ場合にも安定的な供給体制が整っていること。

(8) 配置場所及び配置量

医薬品の配置場所は薬剤部とし、配置する医薬品の数量は、病院と協議して日々の病院業務に支障を来たさない範囲とする。

(9) 発注及び配置

使用する医薬品は、病院の職員又は委託業者がバーコードリーダーで読み取り払い出しされた後、システムの発注点となり発注されたものとし、委託業者は、その発注点を毎日1回以上の頻度でチェックし、これに基づいて使用実績を把握した上で、毎日1回以上の頻度で発注数量を納品する。ただし、病院から緊急を要する医薬品の納品依頼があった場合は、緊急に対応可能な体制を整えておくこととする。

尚、年末年始・ゴールデンウィーク・3日以上の連休等の発注は、その都度病院と協議する。

(10) 在庫管理業務

委託業者の在庫管理業務は、次のとおりとする。

ア 医薬品の在庫の製造番号、使用期限等を常に管理しておき、期限切れの医薬品が配置されないよう管理すること。

イ 定数配置物品等が不動在庫（3ヶ月経過分）になった場合は、病院定数棚と委託業者が補充のために在庫している医薬品は、原則委託業者の引き取りとする。（双方協議の場合もあるものとする。）

尚、不良品は、迅速に返品する。

ウ 定数配置物品等は、欠品が生じないように取り扱いをし、もし生じた場合は必ず担当者へ報告する。

エ 医薬品の使用実績を管理し、適正な定数量を提案し、担当者の承認を得た上で、見直しを行うこと。

オ 在庫は、年2回以上の棚卸を行い、在庫数の適正化に努めること。

(11) 情報管理業務

委託業者は、SPD業務における情報管理として、次の業務を行うこととする。

ア 病院が使用した医薬品の物品マスター（メーカー名、納入業者名、納品価格、薬価、JANコード、医事コード、オリジナルコード等のデータを電子記録したもの）の作成及び月次報告

イ 医薬品の月次使用実績データの作成及び月次報告

ウ その他病院が経営分析等に要するデータ抽出

(12) クレーム処理対応等に関する業務

医薬品有害事象発生時（メーカー回収品含む）のクレーム処理に、迅速な対応ができること。

(13) 費用対効果

費用に対する効果として、どのような効果が見込まれるかを提示すること。また、できる限り効果は数値によって提示し、併せて算定根拠も示すこと。

(14) 納入価格に対する考え方

ア 病院の薬剤リストの予定数量による考え方の提示。

（ア）新薬創出・適応外解消等促進加算品

（イ）一般品

（ウ）後発品

（エ）麻薬・覚せい剤原料

（オ）ワクチン

（カ）オーファン

イ 納入価格に対する提案

（ア）薬価未収載品の価格の根拠を提示

（イ）薬剤単価の1年ごとの見直しの提案について

（ウ）薬価改定時の薬価単価の提案について

（エ）薬価基準より外れる医薬品の処理及びこれらの情報の提示

ウ 採用決定の新規及び臨時購入等も、提案納入率にて納品処理後管理できる

こと。

5. S P D業務に必要なシステム等

(1) S P Dシステム

S P Dシステムは、委託業者独自のシステム又は現状のシステムを使用する。ただし、いずれの場合であっても、契約期間中にシステムの更新、修繕等のメンテナンスが必要となったときは、委託業者の負担とする。

(2) バーコードラベル

医薬品のバーコードラベルは、1商品ごとに、受発注のための消費情報把握用から構成するものとする。

(3) 備品の整備

委託業者は、S P D業務を円滑に実施するために必要な備品の整備費及びバーコード変更等の実質的な作業（メンテナンス）費は、委託業者の負担とする。

6. S P D業務開始時の業務体制及び院内在庫の取扱い

委託業者となる者は、医療用医薬品S P D委託業務の導入により各部署に混乱が生じないよう現行の状況調査を行い、現行の運用を十分に把握し、効率的な移行及び運用開始に努めることとする。

また、運用開始時に院内に配置している在庫については、現行の病院担当者と協議し、病院運営に支障を来たすことのないように引継作業を行うこととする。

7. 運用開始に伴う準備等

委託業者となる者は、円滑に運用を開始することができるように、事前に次の準備を行うものとする。なお、準備期間の費用については委託業者となる者の負担とする。

(1) 関連部署における円滑な業務稼動を確保するため、関連部署への説明及び職員を含めたりハーサルを実施すること。

(2) システムエラーを想定した各種テストを実施し、円滑な稼動を行うこと。

8. 業務委託期間の注意事項

この業務委託契約は、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において削減があった場合は、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができないものとする。

9. 提案に係る参考事項

病院の概要

- 病床数：115床（うち結核病床7床）
- 建物の状況：総合病院棟 鉄筋コンクリート造3階建
- 診療科目：内科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、小児科、皮膚科、眼科、精神科、泌尿器科、放射線科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科
歯科口腔外科
- 患者数：令和7年8月～10月
外来患者数（461.8人／日）、入院患者数（69.6人／日）
令和6年度
外来患者数（312.2人／日）、入院患者数（61.6人／日）
- 年間手術件数：令和7年度（4月～9月） 135件
令和6年度 167件
- 調剤件数（処方件数）：令和7年度（4月～9月）
入院 9,592件 外来 61,547件
令和6年度
入院 17,711件 外来 115,212件
- 外来処方箋の発行状況：院内処方箋 令和7年度（4月～9月）24,771枚
令和6年度 45,796枚
- 年間医薬品購入費：令和7年度（4月～9月）373,490千円（税込）
令和6年度 656,719千円（税込）
- 現在使用している医薬品の種類 約2,076種類

※数値は、昨年度と今年度の上半期及び直近3か月の実績値を示す。